

議案第23号

豊橋市美術博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

令和5年3月27日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市美術博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市美術博物館条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市美術博物館条例施行規則（昭和54年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（使用期間）</p> <p>第11条 <u>展示室</u>の使用期間は、6日とする。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（博物館資料の<u>館外貸出し</u>）</p> <p>第16条 博物館資料は、<u>教育委員会が適当と認められたものに館外貸出しを行うことができる。</u></p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、館外貸出承認書（様式第8の2号）を申請者に交付する。</u></p> <p><u>4 前項の承認には、管理上必要な条件</u></p>	<p>（使用期間）</p> <p>第11条 <u>企画展示室</u>の使用期間は、6日とする。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（博物館資料の<u>館外貸出</u>）</p> <p>第16条 博物館資料は、<u>館外貸し出しを行わないものとする。ただし、博物館、図書館、学校、その他教育委員会が適当と認められたものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 （略）</p>

を附することができる。

(美術博物館協議会)

第18条 (略)

2 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3・4 (略)

(美術博物館協議会)

第18条 (略)

2 会長及び副会長の任期は各1年とし、再任を妨げない。

3・4 (略)

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 9 条関係）

豊橋市美術博物館使用承認申請書					年 月 日
豊橋市教育委員会 様			住所 申請者 氏名 電話 () —		
次のとおり美術博物館の使用を承認してください。					
催物の名称					
使用内容	(展示品の種別及び点数)				
共催者又は後援者名			入場予定人員	人	
使用日時	年 月 日 午 ^前 後		時から	年 月 日 午 ^前 後 時まで	
使用区分	区 分		※使用料	区 分	※使用料
		第 1 展 示 室	円	講 義 室	円
		第 2 展 示 室	円	小 会 議 室	円
		第 3 展 示 室 全 室 使 用	円	パ ネ ル	円
		第 3 展 示 室 区 分 使 用 A	円		
		第 3 展 示 室 区 分 使 用 B	円		
入場料等の有無	有 無		入場料等の金額	円	
使用責任者	住所 氏名		電話 () —		
特別の設備					
その他					

- 備考 1 使用区分の該当欄に○印を付けること。
2 ※印は、記入しないこと。

様式第4号（第10条関係）

豊橋市美術博物館使用承認書				
(申請者) 様			承認第 号 年 月 日	
			豊橋市教育委員会	㊟
年 月 日申請の美術博物館の使用については、次のとおり承認します。				
催物の名称				
使用内容	(展示品の種別及び点数)			
共催者又は後援者名		入場予定人員		人
使用日時	年 月 日 午前 時から 年 月 日 午後 時まで			
使用区分	区 分	使用料	区 分	使用料
	第1展示室	円	講義室	円
	第2展示室	円	小会議室	円
	第3展示室 全室使用	円	パネル	円
	第3展示室 区分使用A	円		
	第3展示室 区分使用B	円		
入場料等の有無	有 無	入場料等の金額	円	
使用責任者	住所 氏名 電話 () ー			
特別の設備				
使用の条件				

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号（第16条関係）

豊橋市美術博物館資料館外貸出申請書				
年 月 日				
豊橋市教育委員会 様				
申請団体名 所在地 代表者氏名 電話（ ） —				
次のとおり、貴館所蔵資料の館外貸出しを承認してください。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	記 号 ・ 番 号	資 料 名	点 数	備 考
資 料 取 扱 い 責 任 者				
そ の 他				

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 の 2 号 (第16条関係)

豊橋市美術博物館資料館外貸出承認書				
(申請者) 様		承認第 号 年 月 日		
豊橋市教育委員会 ㊤				
年 月 日申請の所蔵資料の館外貸出しについては、次のとおり承認します。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	記 号 ・ 番 号	資 料 名	点 数	備 考
貸 出 条 件				
そ の 他				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。